

静岡県水産・海洋技術研究所研究報告発行要領

1 研究報告の誌名

和名 静岡県水産・海洋技術研究所研究報告（略号「静岡水技研研報」）

英名 Bulletin of Shizuoka Prefectural Research Institute of Fishery and Ocean

（略名 Bull. Shizuoka Pref. Res. Inst. Fish.）

2 性 格

(1) 静岡県水産・海洋技術研究所（旧水産技術研究所，水産試験場を含む）で実施した研究の報告とし，和文の報文としてまとまっているもの及び抄録，記事を掲載する。

(2) 報文はできる限り多くの職員が投稿するものとする。

(3) 報文は，原著，総説，短報，資料の4種類とし，報文として未発表のものに限る。

ア 原著

水産に関する研究成果で，科学的知見がそれを立証すべき資料及び考察を伴って提示されたもの。

イ 総説 Review

ある特定の分野，問題について，今までに又はある期間に発表された重要な業績を取りまとめ，公平かつ総合的な批判，論評を加えたもの。

ウ 短報 Short paper

部分的な成果や新しい方法など，独創性，新規性，速報性などの点から，報告することが今後の研究に有益と認められるもの。

エ 資料 Material

学術的に貴重で，今後の研究に有益と認められる情報やデータ等を取りまとめたもの。

オ 抄録

他の学術雑誌へ投稿した論文，試験研究成果を取りまとめて発行した報告書などについて，その内容を簡潔に記載したもの。

カ 記事

学会，研究会等における発表について，表題，所属，発表者名等を記載したもの。

3 掲 載

別に定める掲載規程による。

4 発 行

発行は編集委員会が担当する。

(1) 静岡水技研研報は電子発行とし，電子ファイルを水産・海洋技術研究所ウェブサイト上に公開する。

(2) 発行回数は年1回以上とする。

(3) 発行号数は静岡県水産試験場研究報告及び静岡県水産技術研究所研究報告から継続した通し番号とする。

5 編集委員会

(1) 編集委員会は編集担当研究統括官及び編集担当科長並びに選出された委員で構成する。

- (2) 編集委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (3) 編集委員長は編集担当研究統括官がこれに当たり、副委員長は編集担当科長が務める。
- (4) 編集委員会の推薦により編集顧問を置くことができる。
- (5) 編集委員会の事務局は編集担当科に置く。

6 体 裁

- (1) 本文はA4版縦置き、横書き1段組みとする。
- (2) 追込みはしない。
- (3) 基本書体は明朝体とする。
- (4) その他の事項については、別に定める「静岡県水産・海洋技術研究所研究報告編集要領」によるものとする。

7 通知先

公的試験研究機関，大学，海外相当機関並びに必要な行政機関，水産関係団体等に対し，必要に応じて通知する。

付 則

- 1 平成20年4月1日施行
- 2 平成25年4月1日施行
- 3 令和2年4月1日施行
- 4 令和6年6月6日施行
- 5 令和7年4月1日施行